

## 大分大学学術情報拠点ボランティアの受入れに関する要項

平成20年4月1日制定

### (趣旨)

第1 この要項は、大分大学学術情報拠点規程（平成20年規程第7号。以下「拠点規程」という。）第17条に基づき、学術情報拠点（図書館）及び学術情報拠点（医学図書館）（以下「図書館等」という。）におけるボランティアの受入れに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要項においてボランティアとは、第4第2項で登録された者のうち、図書館等においてボランティア活動を行う者をいう。

### (ボランティアの活動)

第3 図書館等におけるボランティアは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 図書館等の利用者に対する資料及び情報の利用支援及び案内に関すること。
- (2) 図書館等の資料の整備に関すること。
- (3) その他学術情報拠点長（医学図書館においては副拠点長（医学図書館担当））が必要と認めたもの。

### (ボランティアの登録等)

第4 図書館等においてボランティア活動を行おうとする者は、あらかじめボランティア登録申請書（別記様式第1号）により、学術情報拠点長（以下「拠点長」という。）に申請するものとする。

2 拠点長は、図書館等の業務に支障がないと認めた場合は、ボランティア登録台帳（別記様式第2号）に登録するものとする。

### (身分証の着用)

第5 ボランティアは、図書館等内においては身分証（別記様式第3号）を着用するものとする。

### (辞退及び取消し)

第6 ボランティアは、登録を辞退するときは、あらかじめ拠点長に対し、その旨を申し出るものとする。

2 拠点長は、ボランティアに図書館等の運営に支障をきたすような行為がある場合は、登録を取消すことがある。

### (規則等の遵守)

第7 ボランティアは、大分大学が定めた内部規則等及び研究・社会連携部学術情報課の担当職員の指示に従うものとする。

### (表彰)

第8 拠点長は、長期にわたりボランティア活動に従事し、かつ、活動内容が良好であったものを表彰することができる。

### 付 記

1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。

2 大分大学附属図書館ボランティアの受入れに関する要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

別記様式第1号（第4関係）

ボランティア登録申請書

平成 年 月 日

大分大学学術情報拠点長 殿

大分大学学術情報拠点（図書館）／（医学図書館）においてボランティア活動を行いた  
いので、登録を申請します。

なお、ボランティア活動に当たっては、大分大学が定めた内部規則等を遵守します。

ふりがな  
氏 名：

生年月日：昭和・平成 年 月 日

〒    -

現住所：

TEL - -

健康状態	良好・普通・不良
(	)
ボランティア活動経験の有無	無・有（期間・内容）
ボランティア活動の希望	曜日： 時間帯：
志望の理由など	
備考	

この登録申請に際しては、市販の履歴書に必要事項を記載の上、添付すること。  
※ 申請書及び添付書類上の個人情報の取扱いについては、ボランティア登録に  
関する管理等の事務処理に使用し、目的以外に利用することはありません。



別記様式第3号 (第5関係)

大分大学学術情報拠点 (図書館) / (医学図書館)



ボランティア

(氏 名)